

学校法人 中京学院 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人中京学院という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を岐阜県瑞浪市土岐町2216番地に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するために次に掲げる学校を設置する。

(1) 中京学院大学

経営学部 経営学科

看護学部 看護学科

(2) 中京学院大学短期大学部

健康栄養学科

保育科

(3) 中京幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人は、次の役員を置く。

(1) 理 事 5人以上9人以内

(2) 監 事 2人

2 理事のうち1人は、理事の互選により理事長とする。

3 理事長は、理事のうちから副理事長1人を指名することができる。

(理事会)

第6条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

2 理事会の会議は、定例会及び臨時会とする。

(1) 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。

(2) 臨時会は、必要の都度招集する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事会の議長は、理事長とする。

5 理事長は、理事の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。

6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、相当と認める方法で通知することができる。

7 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することが出来ない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

8 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任理事会)

第7条 理事会に日常業務等を処理するために常任理事会を置く。

2 常任理事会に関する事項は、別に定める。

(理事長の職務)

第8条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第9条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人を代表し、業務を掌理する。

(理事の代表権の制限)

第10条 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代行)

第11条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代行し、又は理事長の職務を行う。

2 前項の場合において、副理事長に事故あるとき、又は副理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の選任)

第12条 理事は次の名号に掲げるものとする。

(1) 大学及び短期大学部の学長、園長のうち、理事会が選任した者1人以上3人以内

- (2) 評議員のうちから、理事会において選任した者3人以上5人以内
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者1人以上2人以内
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、それぞれ学長、園長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第13条 監事は、この法人の理事、評議員及び職員(学長、園長、教員、その他の職員を含む。以下同じ)以外の者であって、理事会において選出された候補者の中から評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、3年(就任の日を起算日とする。)とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又は寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、常任理事会に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、あらかじめ議長が指名した出席理事2名が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

3 出席理事から議事録の記載について異議のあつた場合は、その申出に基づいて、次の会議にはかつて、議長がこれを確認しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第20条 評議員会は、11人以上20人以内の評議員をもって組織する。

2 評議員会の会議は定例会及び臨時会とする。

(1) 定例会は毎年3月及び5月に招集する。

(2) 臨時会は、必要の都度招集する。

3 評議員会は理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、相当と認める方法で通知することができる。

6 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

9 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(諮問事項)

第 21 条 次に掲げる事項については、評議員会に諮問を要する。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、基本財産の処分及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買付に関する事項
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (4) 合併に関する事項
- (5) 私立学校法第 50 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる理由による解散
- (6) 残余財産の処分に関する事項
- (7) 寄付金品の募集に関する事項
- (8) 寄附行為の変更に関する事項
- (9) その他学校法人の業務に関する重要事項

(評議員の選任)

第 22 条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員（教員、その他の職員）で、理事会において選任した者 3 人以上 10 人以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令 25 才以上のもののうちから理事会において選任した者 2 人以上 5 人以内
 - (3) この法人の前身たる学校法人安達学園及びこの法人に関係ある功労者のうちから理事会において選任した者 1 人以上 3 人以内
 - (4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 1 人以上 3 人以内
- 2 前項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第 23 条 評議員の任期は 3 年（就任の日を起算日とする。）とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 24 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任

(議事録)

第 25 条 第 19 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 26 条 この法人の資産は、財産目録のとおりとする。

(資産の区分)

第 27 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第 28 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときはその一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 29 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券にかえるか確実な金融機関に信託するか又は定期郵便貯金若しくは定期預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 30 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、入学検定料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計)

第 31 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第 32 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重大な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 33 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 34 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第 35 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
2 この法人は、前項の書類及び第 17 条第 3 号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 36 条 この法人に資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 37 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解散)

第 38 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
(1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
(3) 合併
(4) 破産
(5) 文部科学大臣の解散命令
2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 39 条 この法人は解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、他の学校法人、その他教育の事業を行うもののうちから理事の 3 分の 2 以上の同意によって選定されたものに帰属する。

(合併)

第 40 条 この法人が合併しようとするときは、理事の 3 分の 2 以上の同意を得て、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 41 条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは理事の 3 分の 2 以上の同意を得て、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣へ届け出なければその効力を生じない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 42 条 この法人は、第 3 5 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、学校法人中京学院の設置する全学校に掲示して行う。

(施行雑則)

第 44 条 この寄附行為の施行についての細則は理事会において定める。

附 則

附則 1. この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（令和元年 9 月 6 日）から施行する。

附則 2. この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

理事長	長	野	正
理事	矢	田	幸子
理事	安	達	幸成
理事	梶	田	悦子
理事	林		勇人
理事	小	栗	久美子
監事	曾	根	康正
監事	阿	部	馨三

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区	年 度		年度	開設年度の前年度	開設年度	年度	年度	年度	合 計
	校 地		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)								
	施設	基 準 内							
		基 準 外	該当なし						
	設備	図 書							
		教 具 校 具 備 品							
	小 計								
新設校の開設年度の経常経費									
合 計									

既設校からの 転共用	施設	基 準 内	千円
		基 準 外	千円
	設備	図 書	千円
		教 具・校 具・備 品	千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
	該当なし	
合 計		

様式第6号その2(第11条関係)

財産目録総括表

科 目	年 度	平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成31年3月31日)
一 基本財産		5,122,337千円	4,943,228千円	4,943,228千円
二 運用財産		2,523,744千円	2,614,702千円	2,614,702千円
三 負債額		755,625千円	791,516千円	791,516千円
1 固定負債		453,852千円	446,314千円	446,314千円
2 流動負債		301,773千円	345,202千円	345,202千円
四 基本財産+運用財産		7,646,081千円	7,557,929千円	7,557,929千円
五 純資産(四-三)		6,890,456千円	6,766,413千円	6,766,413千円

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
2019年度	—	—	—	—
2020年度	軽微な改修についてはあるが、現時点で大きな整備計画はなし			
2021年度	軽微な改修についてはあるが、現時点で大きな整備計画はなし			
2022年度	軽微な改修についてはあるが、現時点で大きな整備計画はなし			
2023年度	軽微な改修についてはあるが、現時点で大きな整備計画はなし			

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		
	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	
学生生徒納付金収入			1,492,640	1,528,838	1,517,010	1,555,785	1,545,430	1,585,675	1,556,500	1,598,215	
手数料収入			20,749	20,949	20,873	21,098	21,019	21,244	21,122	21,347	
寄付金収入			8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500	
補助金収入		学校法人中京 学院設立準備 室を安達学園 内に設置して いるため、予算 該当なし	239,000	282,000	239,000	282,000	239,000	282,000	239,000	282,000	
資産売却収入			0	0	0	0	0	0	0	0	
付随事業・収益事業収入			53,570	62,570	53,570	62,570	53,570	62,570	53,570	62,570	
受取利息・配当金収入			0	0	0	0	0	0	0	0	
雑収入			7,543	7,743	7,543	7,743	7,543	7,743	7,543	7,743	
借入金等収入			0	0	0	0	0	0	0	0	
前受金収入			199,000	199,900	201,700	202,713	204,400	205,413	207,100	208,113	
その他の収入			43,200	43,300	43,200	43,300	43,200	43,300	43,200	43,300	
資金収入調整勘定				-237,250	-238,160	-225,200	-226,200	-227,900	-229,013	-230,600	-231,713
前年度繰越支払資金				-1,430,770	-1,686,941	-1,330,648	-1,650,261	-1,157,282	-1,538,773	-921,850	-1,363,861
収入の部合計			396,182	228,699	535,548	307,247	737,480	448,659	984,084	636,214	

(支出の部)

科 目	2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		
	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	
人件費支出			898,000	998,000	898,000	998,000	898,000	998,000	898,000	998,000	
教育研究経費支出			611,850	624,430	577,850	590,430	544,350	556,930	510,850	523,430	
管理経費支出			184,280	212,380	184,280	212,380	184,280	212,380	184,280	212,380	
借入金等利息支出		学校法人中京 学院設立準備 室を安達学園 内に設置して いるため、予算 該当なし	0	0	0	0	0	0	0	0	
借入金等返済支出			0	0	0	0	0	0	0	0	
施設関係支出			0	0	0	0	0	0	0	0	
設備関係支出			23,800	24,600	23,800	25,660	23,800	25,660	23,800	25,660	
資産運用支出			0	0	0	0	0	0	0	0	
その他の支出			26,400	30,350	26,400	30,350	26,400	30,350	26,400	30,350	
[予備費]			0	10,000	0	10,000	0	10,000	0	10,000	
資金支出調整勘定				-17,500	-20,800	-17,500	-20,800	-17,500	-20,800	-17,500	-20,800
翌年度繰越支払資金				-1,330,648	-1,650,261	-1,157,282	-1,538,773	-921,850	-1,363,861	-641,746	-1,142,806
支出の部合計				396,182	228,699	535,548	307,247	737,480	448,659	984,084	636,214

※新設校分: 大学・短期大学部 法人全体: 法人・大学・短期大学部・幼稚園(新法人の為、法人全体も記載)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
		新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体	新設校分	法人全体
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金		1,492,640	1,528,838	1,517,010	1,555,785	1,545,430	1,585,675	1,556,500	1,598,215
		手数料		20,749	20,949	20,873	21,098	21,019	21,244	21,122	21,347
		寄付金		9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
		経常費等補助金		239,000	282,000	239,000	282,000	239,000	282,000	239,000	282,000
		付随事業収入		53,570	62,570	53,570	62,570	53,570	62,570	53,570	62,570
		雑収入		7,543	7,743	7,543	7,743	7,543	7,743	7,543	7,743
		教育活動収入 計		1,823,102	1,911,700	1,847,596	1,938,796	1,876,162	1,968,832	1,887,335	1,981,475
	支出	人件費		898,000	998,000	898,000	998,000	898,000	998,000	898,000	998,000
		教育研究経費		735,850	765,430	701,850	731,430	668,350	697,930	634,850	664,430
		管理経費		200,280	231,880	200,280	231,880	200,280	231,880	200,280	231,880
徴収不能額等			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
教育活動支出 計		1,839,130	2,000,310	1,805,130	1,966,310	1,771,630	1,932,810	1,738,130	1,899,310		
教育活動収支差額		-16,028	-88,610	42,466	-27,514	104,532	36,022	149,205	82,165		
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金		0	0	0	0	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入		0	0	0	0	0	0	0	0
		教育活動外収入 計		0	0	0	0	0	0	0	0
	支出	借入金等利息		0	0	0	0	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出		0	0	0	0	0	0	0	0
		教育活動外支出 計		0	0	0	0	0	0	0	0
教育活動外収支差額		0	0	0	0	0	0	0	0		
経常収支差額		-16,028	-88,610	42,466	-27,514	104,532	36,022	149,205	82,165		
特別収支	収入	資産売却差額		0	0	0	0	0	0	0	0
		その他の特別収入		0	0	0	0	0	0	0	0
		特別収入 計		0	0	0	0	0	0	0	0
	支出	資産処分差額		10	10	10	10	10	10	10	10
		その他の特別支出		0	0	0	0	0	0	0	0
特別支出 計		10	10	10	10	10	10	10	10		
特別収支差額		-10	-10	-10	-10	-10	-10	-10	-10		
[予備費]		0	10,000	0	10,000	0	10,000	0	10,000		
基本金組入前当年度収支差額		-16,038	-98,620	42,456	-37,524	104,522	26,012	149,195	72,155		
基本金組入額合計		-23,800	-24,600	-23,800	-25,660	-23,800	-25,660	-23,800	-25,660		
当年度収支差額		-39,838	-123,220	18,656	-63,184	80,722	352	125,395	46,495		
前年度繰越収支差額		-6,236,246	-6,620,928	-6,276,084	-6,744,148	-6,257,428	-6,807,332	-6,176,706	-6,806,980		
基本金取崩額		0	0	0	0	0	0	0	0		
翌年度繰越収支差額		-6,276,084	-6,744,148	-6,257,428	-6,807,332	-6,176,706	-6,806,980	-6,051,312	-6,760,485		

学校法人中京学院設立準備室を安達学園内に設置しているため、予算該当なし

(参考)

事業活動収入 計		1,823,102	1,911,700	1,847,596	1,938,796	1,876,162	1,968,832	1,887,335	1,981,475
事業活動支出 計		1,839,140	2,010,320	1,805,140	1,976,320	1,771,640	1,942,820	1,738,140	1,909,320

※新設校分:大学・短期大学部 法人全体:法人・大学・短期大学部・幼稚園(新法人の為、法人全体も記載)